

【公報種別】商標公報の訂正
【発行日】平成31年3月19日(2019.3.19)
【登録番号】商標登録第6117897号(T6117897)
【掲載公報発行日】平成31年2月26日(2019.2.26)
【年通号数】31(2019)-008
【区分】10
【出願番号】商願2018-128010(T2018-128010)
【訂正要旨】【商標法第68条の32第1項適用】，【商標法第68条の37適用】の表示の脱漏があったので以下のとおり訂正する。

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)
(450)【発行日】平成31年2月26日(2019.2.26)
【公報種別】商標公報
(111)【登録番号】商標登録第6117897号(T6117897)
(151)【登録日】平成31年2月1日(2019.2.1)
(540)【登録商標】

SecurePortIV

(500)【商品及び役務の区分の数】1
(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第10類 皮膚にカテーテルを固定するため局所的に塗布される液状接着剤を有するアプリケーター(医療用機械)
【国際分類第11版】
(210)【出願番号】商願2018-128010(T2018-128010)
(220)【出願日】平成30年10月12日(2018.10.12)
(310)【優先権主張番号】86018858
(320)【優先日】平成25年7月24日(2013.7.24)
(330)【優先権主張国又は機関】米国(US)
(732)【商標権者】
【識別番号】513175974
【氏名又は名称】アドヒージョン バイオメディカル エルエルシー
【住所又は居所】アメリカ合衆国 ペンシルベニア 19610, ワイオミッシング, メリディアン ブールバード ワン, スイート 1ビー02
(740)【代理人】
【識別番号】100078282
【弁理士】
【氏名又は名称】山本 秀策
(740)【代理人】
【識別番号】100113413
【弁理士】
【氏名又は名称】森下 夏樹
(740)【代理人】
【識別番号】100181674
【弁理士】
【氏名又は名称】飯田 貴敏
(740)【代理人】
【識別番号】100181641
【弁理士】
【氏名又は名称】石川 大輔

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】 2 3 0 1 1 3 3 3 2

【弁護士】

【氏名又は名称】 山本 健策

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】 2 3 0 1 1 8 8 9 8

【弁護士】

【氏名又は名称】 井 高 将斗

【商標法第 6 8 条の 3 2 第 1 項適用】 議定書第 6 条 (4) の規定により取り消された国際登録の国際登録番号は第 1 1 9 7 5 2 2 号であり、その国際登録日は平成 2 6 年 1 月 2 4 日である。

【商標法第 6 8 条の 3 7 適用】 本件は、商標法第 6 8 条の 3 7 の規定により、登録異議の申立ての対象から除外される。

【法区分】 平成 2 3 年改正

【審査官】 吉沢 恵美子

(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】 セキュアポートアイブイ、セキュアポート

【検索用文字商標 (参考情報) 】 S E C U R E P O R T I V

【類似群コード (参考情報) 】

第 1 0 類 1 0 D 0 1